

業者名

※申請の際は申請書にチェックリストを添えてご提出ください。

受付者

審 査

入金確認

注意 指定されている事項に変更がある場合は更新申請を受理できません。更新申請前に変更手続きを行ってください。

[illegible]

【法人】商号・本店住所・代表者の変更届

【個人】屋号・住所・氏名の変更届

注意		個人が廃業し、後継者により事業を継続する場合は、個人の廃止届及び後継者による新規指定の手続きが必要となります。	
	法人	個人	
様式第10	☐	☐	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10) 変更のあった日から30日以内に提出(水道法施行規則第34条) 添付:定款(現行定款)の写し ※定款に変更がない場合は、添付不要です。 添付:履歴事項全部証明書(原本で発行日から3か月以内のもの) 添付:住民票の写し → ☐ 住民票の写しを提出(原本で、発行日から3か月以内のもの) (どちらか選択) → ☐ 住基ネットで市職員が確認(申請書の下余白に申請者の生年月日をご記入ください。) 添付:事業所の外観・内観写真、案内図 ※住所変更の場合のみ添付。 添付:遅延理由書(任意様式)に遅延理由、日付、住所、商号又は屋号、代表者氏名を記入。 ※届出日の変更のあった日から30日を経過した場合のみ添付。 高崎市水道局指定給水装置工事事業者証 ※住所変更のみの場合は提出不要です。 添付:理由書(任意様式、理由を記入のこと) ※紛失等で指定証を提出できない場合のみ添付
様式第2	☐	☒	・誓約書(様式第2)※法人の代表者変更のみ添付

【法人】役員の変更届 (代表者以外の役員)

	法人	
様式第10	☐	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10) 変更のあった日から30日以内に提出(水道法施行規則第34条) 添付:定款(現行定款)の写し ※定款に変更がない場合は、添付不要です。 添付:履歴事項全部証明書(原本で発行日から3か月以内のもの) 添付:遅延理由書(任意様式)に遅延理由、日付、住所、商号又は屋号、代表者氏名を記入。 ※届出日の変更のあった日から30日を経過した場合のみ添付。
様式第2	☐	・誓約書(様式第2)※辞任・退任のみの変更に関し、添付不要です。

事業所(支店等)住所・名称の変更届

	法人	個人	
様式第10	☐	☐	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10) 変更のあった日から30日以内に提出(水道法施行規則第34条) 添付:定款(現行定款)の写し ※定款に変更がない場合は、添付不要です。 添付:履歴事項全部証明書(原本で発行日から3か月以内のもの) ※履歴事項全部証明書に事業所(支店等)の記載がないときは不要 添付:住民票の写し → ☐ 住民票の写しを提出(原本で、発行日から3か月以内のもの) (どちらか選択) → ☐ 住基ネットで市職員が確認(申請書の下余白に申請者の生年月日をご記入ください。) 添付:事業所の外観・内観写真、案内図 ※住所変更の場合のみ添付。 添付:事業所の公共料金等支払証のコピー ※法人の場合は履歴事項全部証明書に記載がない事業所、 個人の場合は住民票の住所と異なる事業所である場合のみ添付してください。 添付:遅延理由書(任意様式)に遅延理由、日付、住所、商号又は屋号、代表者氏名を記入。 ※届出日の変更のあった日から30日を経過した場合のみ添付。

主任技術者の選任・解任届

	法人	個人	
様式第3	☐	☐	・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3) 遅延なく提出(水道法第25条の4) 主任技術者がかけると至ったときは、2週間以内に選任(水道法施行規則第21条) 添付:主任技術者の免状(又は技術者証)の写し ※解任の場合は添付不要です。 添付:遅延理由書(任意様式)に遅延理由、日付、住所、商号又は屋号、代表者氏名を記入。 ※届出日の変更のあった日から30日を経過した場合のみ添付。
注意 ※解任等により主任技術者が0人となった場合は、廃止届又は休止届を提出してください。			

廃止 休止 再開届

	法人	個人	
様式第11	☐	☐	・指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書(様式第11) 廃止・休止は30日以内、再開は10日以内に提出(水道法施行規則第35条) 高崎市水道局指定給水装置工事事業者証 ※再開届の場合は提出不要です。 添付:理由書(任意様式、理由を記入のこと) ※紛失等で指定証を提出できない場合のみ添付

再交付申請

	法人	個人	
	☐	☐	・指定給水装置工事事業者再交付申請書
ご案内 ・再交付手数料として2,500円を徴収いたします。申請書受理後に納付書を送付しますので、期日までにお支払いください。			